

鳥獣行政を取り扱っている愛媛県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話
県 民 環 境 部 環 境 局 (自然保護課)	松山市一番町四丁目4番地2	(089)912-2365(直)
東 予 地 方 局 (森林林業課)	西条市内原町池田1611番地	(089)68-7438(直)
中 予 地 方 局 (森林林業課)	四国中央市三島町四丁目6番55号	(089)23-2393(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	今治市旭町一丁目4番地9	(089)909-2193(直)
中 予 地 方 局 (森林林業課)	松山市北持田町132番地	(089)909-8767(直)
久万高原森林林業課 (森林林業課)	上浮穴郡久万高原町久万190番地1	(089)221-1265(直)
南 予 地 方 局 八幡浜支局 (森林林業課)	八幡浜市北浜一丁目3番37号	(089)422-2031(直)
南 予 地 方 局 八幡浜支局 (森林林業課)	大洲市田口甲425番地1	(089)324-4131(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	宇和島市天神町7番1号	(089)522-3163(直)
南 予 地 方 局 (森林林業課)	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	(089)572-0931(直)

国有林に関する問い合わせ先

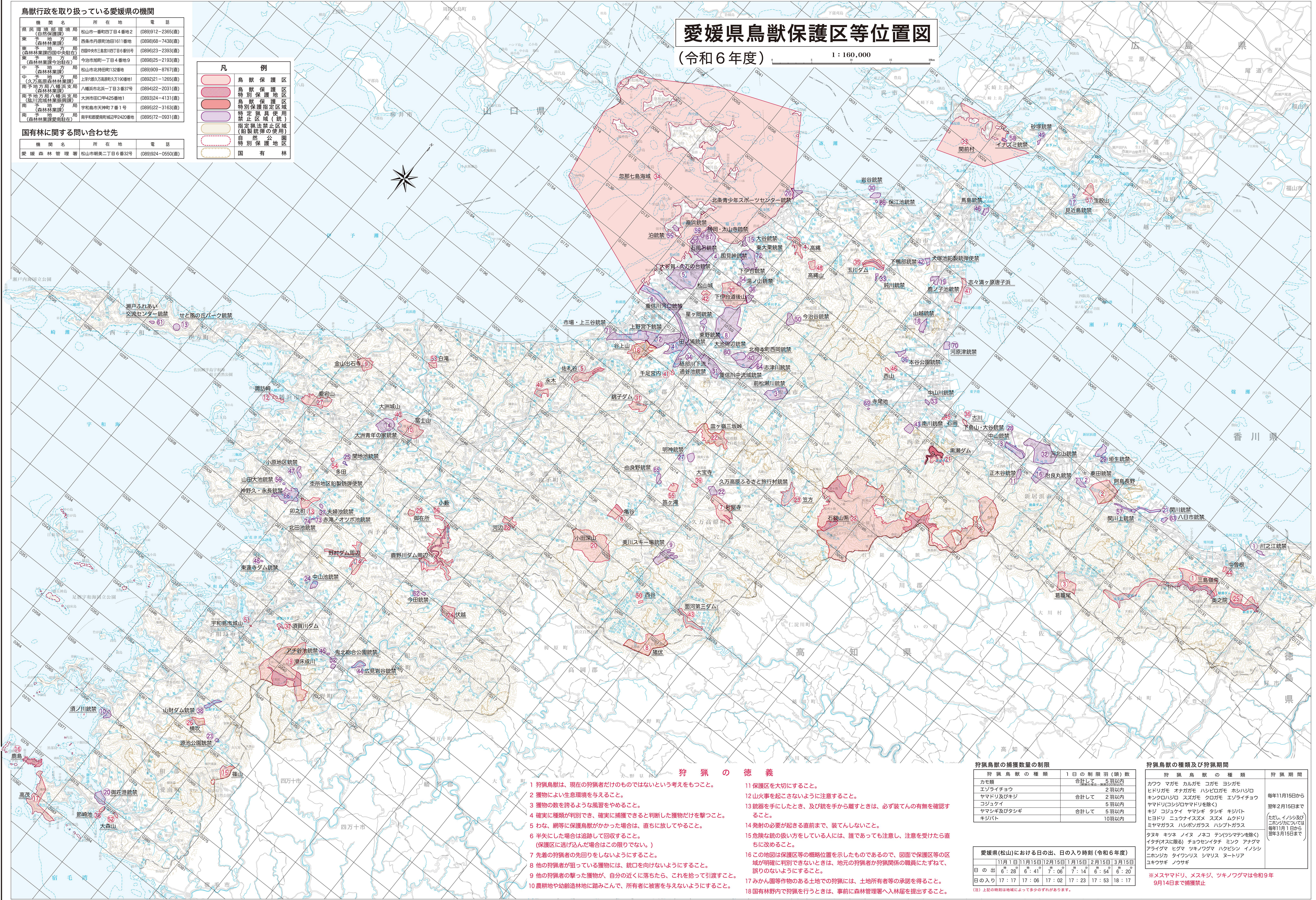
機 関 名	所 在 地	電 話
愛 媛 森 林 管 理 署	松山市朝美二丁目6番32号	(089)924-0550(直)

凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 指 定 区 域
	指 定 猟 法 禁 止 区 域 (鉛製銃弾の使用)
	自 然 公 園
	特 別 保 護 地 区
	国 有 林

愛媛県鳥獣保護区等位置図

(令和6年度)

1 : 160,000



狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1 日 の 制 限 羽 (頭) 数
カモ類	合計して 5 羽以内
エゾライチョウ	2 羽以内
ヤマドリ及びキジ	合計して 2 羽以内
コジュケイ	5 羽以内
ヤマシギ及びタシギ	合計して 5 羽以内
キジバト	10 羽以内

狩猟鳥獣の種類及び狩猟期間

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	狩 猟 期 間
カワウ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ ハシビロガモ ホシハシロ キンクロハシロ スズガモ クロガモ エゾライチョウ ヤマドリ(コシシロヤマドリを除く) キジ コジュケイ ヤマシギ タシギ キジバト ヒヨドリ ニコウナイスズメ スズメ ムクドリ ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	毎年11月15日から 翌年2月15日まで ただし、イノシシ及び ニホンジカについては 毎年11月1日から 翌年3月15日まで
タヌキ キツネ ノイヌ ノネコ テン(ツシマテンを除く) イタチ(オスに限る) チョウセンイタチ ミンク アナグマ アライグマ ヒグマ ツキノワグマ ハクビシン イノシシ ニホンカ 台湾リス シマリス モートリア ユキウサギ ノウサギ	

※メスヤマドリ、メスキジ、ツキノワグマは令和9年
9月14日まで捕獲禁止

愛媛県(松山)における日の出、日の入り時刻 (令和6年度)						
	11月1日	11月15日	12月15日	1月15日	2月15日	3月15日
日 の 出	6: 28	6: 41	7: 06	7: 14	6: 54	6: 20
日 の 入 り	17: 17	17: 06	17: 02	17: 23	17: 53	18: 17

(注) 上記の時刻は地域によって多少のずれがあります。

狩 猟 の 徳 義

- 1 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
- 2 獲物により生息環境を与えること。
- 3 獲物の数を誇るような風習をやめること。
- 4 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
- 5 わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、直ちに放してやること。
- 6 半矢にした場合は追跡して回収すること。
(保護区に逃げ込んだ場合はこの限りでない。)
- 7 先着の狩猟者の先回りをしないようにすること。
- 8 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
- 9 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを持って引渡すこと。
- 10 農耕地や幼齢造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにすること。
- 11 保護区を大切にすること。
- 12 山火事を起こさないように注意すること。
- 13 銃器を手にしたとき、及び銃を手から離すときは、必ず装てんの有無を確認すること。
- 14 発射の必要が起きる直前まで、装てんしないこと。
- 15 危険な銃の扱い方をしている人には、誰であっても注意し、注意を受けたら直ちに改めること。
- 16 この地図は保護区等の概略位置を示したものであるので、図面で保護区等の区域が明確に判別できないときは、地元の狩猟者が狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないようにすること。
- 17 みかん園等作物のある土地での狩猟には、土地所有者等の承諾を得ること。
- 18 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に森林管理署へ入林届を提出すること。